

熊監収第163号  
令和5年3月9日

A会代表 B様

熊谷市監査委員 三澤 欣一  
熊谷市監査委員 千葉 義浩

熊谷市職員措置請求について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により請求人から提出された「熊谷市職員措置請求書」について、次のとおり審査の結果を通知します。

第1 監査の請求

1 請求人

A会代表 B

2 請求のあった日

令和5年1月11日

3 請求の要旨

(1) 請求書の要旨

本件熊谷市職員措置請求書（以下「請求書」という。）に記載された請求の要旨は、次のとおりです（原文のまま掲載）。

熊谷市職員措置請求書

請求の対象とする健康スポーツセンターに関する措置請求の要旨

※人件費詐称事件の再来防止の為に請求する次第です。

1 請求の要旨

平成17年10月から創業の本施設に関して、当初の指定管理者である（株）Cが不正人件費（正社員配置不足）事件に発展した事実があります。

然し、D社（株D：R3/4/1～R8/3/31）に於いては、添付仕様書に違反：①同様施設に3年以上勤務経験②人命救助等の資格を要すると云った条件に反する正社員ばかりで、我々は心配で利用している次第です。

- ※1 どうも、スタート時点から、違反従業員（職員）の配置がされていた様です。
- ※2 担当部所のE市民部長、F課長、G氏の怠慢業務には呆れるばかりです。
- ※3 何んでも（4回：添付請求書参照下さい）正社員の資格証明証の提出を情報公開にて要求しても、今回のD社になってからは公開掲示されてません。

## 2 事実を証する書類

本件請求書と併せ、事実証明書として次の資料の提出を受けました。

- (1) C（株）を取り扱ったとする新聞記事の写し
- (2) 行政情報部分公開決定通知書の写し4枚
- (3) 運營業務仕様書（P6－P7）の写し

### (2) 請求書の補正

#### ① 請求人について

当初の請求人「A会200名」の内、代表者を除く199名の委任状又は総会での議決内容が分かる書面の提出を求めるとともに、同会員名簿の提出を求めました。

#### ② 事実証明書について

事実証明書として提出された資料では、運營業務仕様書に記載された条件に違反する事実が証明できないので、追加の事実証明書（行政情報部分公開において取得した情報で請求に係る部分の写し等）の提出を求めました。

### (3) 請求人の陳述

請求書の補正のため、三澤監査委員、千葉監査委員出席のもと、以下のとおり陳述の機会を設けました。

- ① 日 時 令和5年2月24日午前10時から午前10時40分まで
- ② 場 所 本庁舎603会議室東
- ③ 陳述人 A会200名 代表 B 様
- ④ 立会人 監査委員事務局長及び同事務局次長

### (4) 陳述内容

#### ① 請求人の訂正及び委任状等の提出について

A会の会員は、実際は205名で、熊谷市内の会員は68名であり、行田市、鴻巣市などの近隣各市の住民である。そうした会員の中に、実際にオレオレ詐欺被害にあった人も含まれていて、本人から出さないでくれと言われていたことから、委任状や会員名簿など個人情報のわかるものは提出できない。

当該施設の利用者は、熊谷市内に住所がなくても、当然に住民監査請求ができる権利を持っており、それが法令解釈の常識である。

したがって、請求書に記載した「A会200名代表」の文字の訂正・抹消はできない。

## ② 事実証明書について

今回の請求書の内容を補足する資料を作成し、それに基づいて説明するので、詳細は後でよく読んで理解してもらいたい。

熊谷市立健康スポーツセンターは、平成17年9月、当時の吉原文雄大里町長が高齢者健康増進のために創設したものであり、それが今、指定管理者が営利を目的に安全面を無視して、色々な教室を開き、プール3コースの内2コースを独占している。その結果、利用者は1コースしか使用できず、足が壁に当たるなど大変危険な状況に置かれている。

また、運營業務仕様書に、総括責任者・副責任者は、同様の施設の経験が3年以上の経歴・人命救助等の修得者であることと明記されているが、条件を満たしていない可能性があり、かつ、勤務状況にも疑念があるのに、市の市民部長、健康づくり課長及び担当職員は、職務怠慢によりこれを放置している。

なお、再三にわたり総括責任者・副責任者の修得している資格名、毎日の勤務シフト表の情報公開請求を行ったが、熊谷市も指定管理者も個人情報等を盾に公開に応じない。指定管理者には市の職員に準じて責任を任せているから、個人情報保護の対象ではないと考える。したがって、監査委員が指定管理者を監査する際には、タイムカード等の改ざん、隠蔽のおそれがあるので、事情を知っている私を同席させることを強く求める。

## (提出された資料)

ア 健スポ：熊谷市立健康スポーツセンターの目的・現状とは

イ 小林哲也熊谷市長様：市長への手紙

ウ 運營業務仕様書 P6の写し

エ 緊急対策事項（過去現在の状況報告 今までの事故防止策 清掃関連の怠慢 勝手な改造・利用、施設破損問題等）

オ 知って得する水難防止心得

カ 指定管理者への教育強化策 平成30年3月7日付け 埼玉新聞記事の写し

キ 熊谷市立健康スポーツセンター 一般・高校生以上 多目的・プール 9月タイムスケジュール

ク H館長の勤務状況

- ケ I副館長の勤務状況
- コ I副館長の勤務状況調査
- サ 指定管理業務に関する改善指示書の写し
- シ 5月シフト後半の写し（J）
- ス 資格認定証の写し
- セ 市長への手紙に対する回答の写し2通

(5) 請求書の再補正

令和5年3月6日に、B様が請求書に記載した「A会200名代表」のうち「200名」を抹消するとともに、令和5年3月6日と日付を訂正されました。

また、請求書に「E市民部長、F、G担当員は現在はD社K、L氏を1～2回/月健スポに來場してるが、毎日仕様書通りの従業員は確保されていないのが現状です」と追記(原文のまま掲載)し、F市民部健康づくり課長の職務怠慢による懲戒処分(免職)を求める請求であると主張されました。

第2 本件措置請求の趣旨

- 1 本件措置請求は、熊谷市が所有する熊谷市立健康スポーツセンター（以下「当該施設」という。）において、熊谷市と株式会社D（以下「指定管理者」という。）が熊谷市立健康スポーツセンター条例第17条第2項の規定により締結した熊谷市立健康スポーツセンターの管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき定めた指定管理者業務仕様書に記載された従事者の条件である①総括責任者・副責任者は類似施設において通算3年以上の管理運営経験がある正社員とする、②配置人員のうち人命救助等の資格を有する従事者を各1名以上配置することに違反している事実があり、加えて、高齢者の健康増進のために創設した当該施設を、指定管理者が営利を目的に安全面を無視して色々な教室を拡大化しているため、市民は安心して施設を利用できない状況にあることから、改善を求めるものであると解されます。
- 2 上記1について、市民部長、健康づくり課長及び担当職員は、指定管理者に対する適切な指導・監督を行うべきところ、それを怠り、指定管理者の営利を目的とした施設運営を改善させないことが住民監査請求の対象となる「財産の管理を怠る事実」であるとする旨の請求に加え、担当市職員の懲戒処分を求めているものと解されます。

### 第3 審査の結果

#### 1 法第242条の要件について

##### (1) 請求人の資格について

請求人の代表者は、請求書の補正に係る陳述において、「A会」会員からの委任状の提出はしないこと、また、会員名簿の提出もできないことの原因として、①会員の住所・氏名は、個人情報であり詐欺集団に悪用される可能性があること、②熊谷市民のみならず行田市、鴻巣市などの近隣各市の住民も当該施設の利用者は誰でも住民監査請求の権利があるから「A会」として当然に住民監査請求できると主張されました。

「A会」として住民監査請求を行う適格については、「権利能力なき社団」として、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確立し、かつ、その主たる事務所の所在地も明確になっていなければならない(平成11.4.5名古屋地裁判決)とされています。しかしながら、「A会」が上記の条件を満たす社団であるという証拠(総会資料等)の提出もないことから、権利能力なき社団として住民監査請求を行う適格があるとは認められません。

##### (2) 請求内容について

請求人は、第一として、指定管理者が営利を目的に様々な教室を拡大した結果、市民の安全な施設利用を妨げているから、それを放置・黙認している市職員の職務怠慢だと主張していますが、指定管理制度は、平成15年6月の法改正により、従来の管理委託制度に代わり、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ること等を目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うこととした制度であり、指定管理者が独自のノウハウを活かして様々な教室を開催することは、当然に是認されるべきであり、市職員が職務怠慢により市に損害を与えたとは考えられません。

第二として、指定管理者が、総括責任者・副責任者は類似施設において通算3年以上の管理運営経験がある正社員とすることに違反した社員を配置していること、また、人命救助等の資格を有する者が総括責任者・副責任者であることが必要であると主張され、資格を有していない社員を配置し、安全管理を怠っているにもかかわらず、市職員は改善するための指示もせず、放置・黙認している上に、その他施設の清掃や安全利用するための改善要望に対して特段の措置を講じていないから、当該施設内で事故が発生するおそれがあるとして、指定管理者の協定書に違反してい

る管理運営状況を改善すること、及び職務怠慢である市民部健康づくり課長の懲戒処分を求めているものであると解されます。

住民監査請求の対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」、又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されています。

したがって、請求人の請求及び主張は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実を適示しているものとは認められず、本件請求は、住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件措置請求は、不適法なものであるため、合議により次のように決定しました。

本件措置請求を却下します。